

【申告納付制度】

商業登記をした法人のほか、地方税法で非課税とされるもの以外の団体などについても、事務所や事業所がある市への申告納付が義務付けられています。確定申告において、事業年度終了日（決算期末日）の翌日から2カ月以内（原則）に、税額を計算して申告納付を行ってください。中間申告・予定申告・修正申告などについても、それぞれの期限内に納付が無い場合、延滞金が掛かることがありますのでご注意ください。

【法人の設立・設置の届け】

市内に本店などを置く法人を設立した場合や市外に本店などがある法人が市内に新たに事務所や事業所を置く場合、設立・設置から20日以内に市役所へ「法人設立（設置）届」を提出する必要があります。

【法人に変更などがあった場合の届け】

届け出ている法人の代表者、商号（法人名）、所在地、決算期などに変更があった場合、速やかに市役所へ「法人等の異動届」を提出してください。

法人市民税の申告納付と届け出

一般に市民税というと、個人市民税を連想する人が多いと思いますが、会社などの法人に掛かる法人市民税も市民税の1つです。

この法人市民税には、資本金や従業員数などに応じて負担する均等割と国の法人税額に基づいて負担する法人税割とがあり、市内に事務所や事業所がある法人（会社など）は損益にかかわらず、市への申告納付・届け出が必要です。

12月の納付

固定資産税
都市計画税
第4期

国民健康保険料
第6期

介護保険料
第7期

保育所保育料
12月分

納期限

12月25日(火)

※年末を迎え納期限が早くなっています。ご注意ください

税金 Q&A

償却資産の申告は？

問 該当する資産がわずかにありますが、免税点未満で課税にならないと思います。この場合でも申告が必要なんでしょうか？

答 償却資産の所有者は毎年1月1日現在における償却資産について、種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数などを毎年1月31日までに償却資産の所在する市町村に申告しなければならないことになっています（地方税法第383条）。このため、所有している償却資産がわずかな場合や免税点未満と思われる場合でも申告は必要です。

問い合わせ先 課税課 032-2017

税の申告に便利です
公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは、電子証明書を発行し、自宅のパソコンにより各種の行政手続きの申請ができるサービスです。

このサービスの1つに税の電子申告・納税システム(e-Tax)があります。本人の電子署名と電子証明書を付けて、所得税の確定申告を期限までに電子申告すると、所得税の額から最高5千円の控除が受けられます。

手続きには住民基本台帳カードと電子証明書が必要ですので、お早めの取得をお勧めします。

問い合わせ先 市民課 032-2052

国税の申告に関すること 津山税務署 022-3147

送付します！ 年金の源泉徴収票

厚生年金・国民年金の老齢年金の額が108万円以上（65歳以上の人は158万円以上）の人については、社会保険庁において所得税を源泉徴収しています。

社会保険庁では1月末までに、老齢年金を受け取っている人全員に「公的年金等の源泉徴収票」を送付します。源泉徴収票にはこの1年間に支払われた年金の総額・源泉徴収税額・控除の内容などが記載されています。

紛失した場合は再交付ができますので、津山社会保険事務所またはねんきんダイヤル(0570・07・1165)に連絡してください。

障害年金と遺族年金は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

問い合わせ先 保険年金課 032-2072

知っていますか？

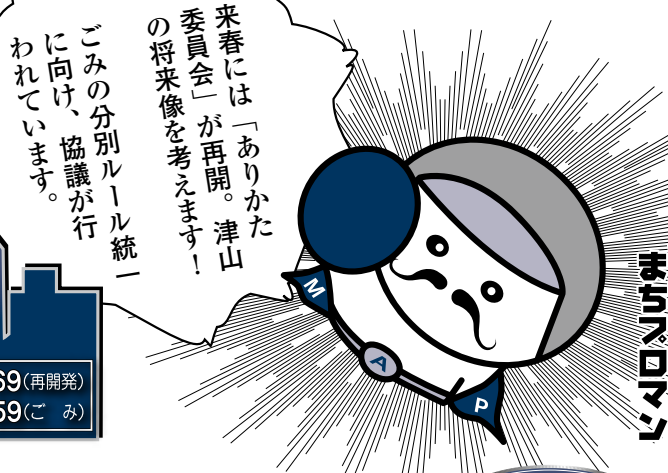
国民年金保険料の早割

口座振替の早割（当月の保険料を当月末引き落とし）で国民年金保険料を納付すると、月々50円の割引になります。

津山市の新しいまちづくりをシリーズでお伝えする

まちプロニュース

まちづくりプロジェクト推進室 032-2169(再開発) 032-2059(ごみ)



これからは津山市のまちづくりにとって大切な時期！

再開発

2005

少子高齢化の進展 → 人口減少の始まり

2月

1市3町1村の合併



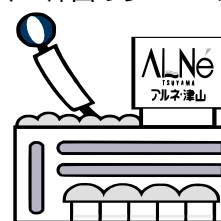
2006

6月

まちづくり三法の改正
まちなか回帰・コンパクトシティの理念

9月

第4次総合計画の策定
10年後の都市像
アルネ・津山のリニューアル



2007

5月

ありかた委員会
見解公表
ガングリアシティ構想
(連携集約型都市構造)

大型店の出店計画

西

大型店の増床

東

中心地
(アルネ・津山)

都市計画マスタープラン
中心市街地活性化基本計画

現在検討中！

2008

3月

ありかた委員会
再開！

津山市の将来像



新クリーンセンターでの資源循環利用には分別が重要です

ごみ

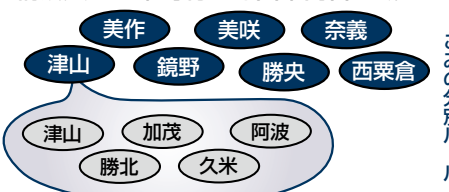
資源の循環利用

サーマルリサイクル 焼却熱の活用（電力使用の抑制）
マテリアルリサイクル 焼却灰などの再資源化

のためには



津山ブロックごみ処理広域化対策協議会
構成員の7市町村と津山市内各地域



稼動までに
統一

ばらつきのある
ごみの分別ルール

分別の方法は先進地に合わせるのが環境時代の流れです。

しかし、収集体制や回数を強化すれば、分別・収集費用や処理費用は増加（物によってはリサイクルに費用がかさむ場合もある）し、それだけ住民の負担も増加します。

この点についてはバランスを見極めることが重要なため、分別ルールの統一と一緒に、現在津山ブロックごみ処理広域化対策協議会において協議中です。



バランスが大切！